

国における待機児童の解消に向けた取組等について

1 国における取組状況

国においては、待機児童問題を最優先課題に位置付け、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を策定し、平成29年度末までに40万人分の受け皿拡大を図ることを目標とした。

その後、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の利用申込者数が大幅に伸びたことによって平成27年4月時点の待機児童数が5年ぶりに増加したことから、「一億総活躍社会実現に向けて緊急的に実施すべき対策」において、整備目標量が40万人から50万人に上積みされている。

なお、先日発表された平成28年4月時点の待機児童数は、前年度を386人上回る23,553人となっており、保育ニーズが受け皿の拡大を上回る状況となっている。

図1 保育利用申込者数の対前年増加人数の推移

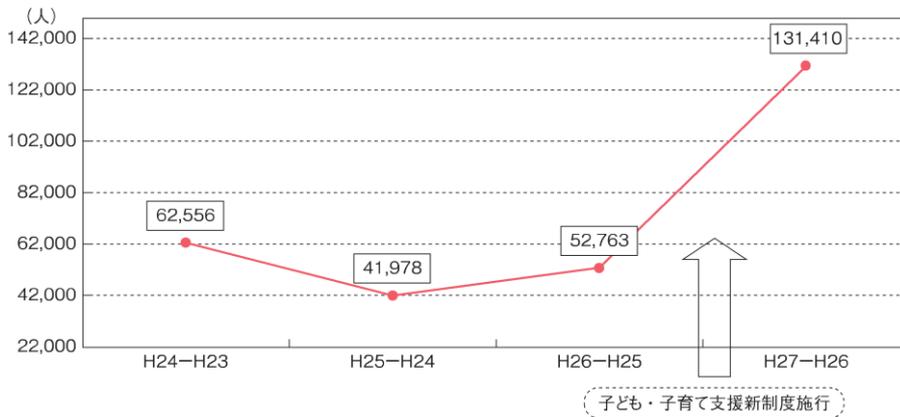
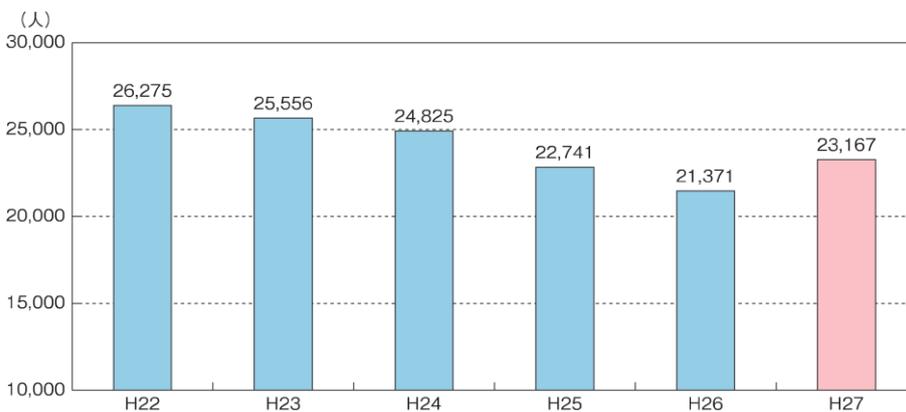
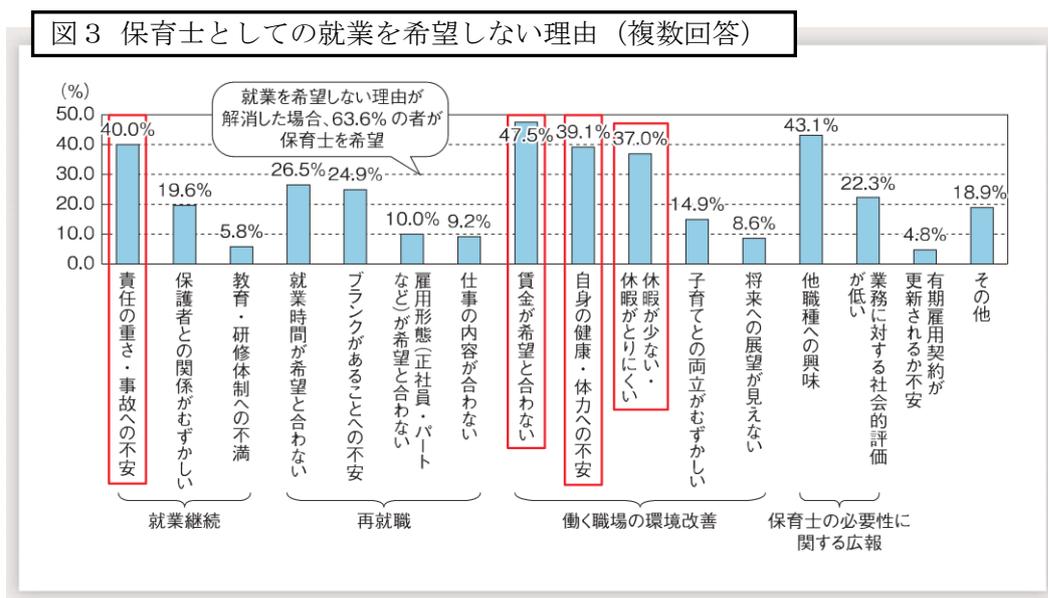


図2 待機児童数の推移



また、加速化プランによる保育の量拡大を確実に実施するため、平成25年10月に「保育士確保プラン」が策定され、人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）と人材確保を支える取組等により総合的な保育士確保に取り組んでいる。

しかしながら、年々有効求人倍率が高くなっている状況かつ整備目標量が上積みされたことから、ハローワークにおいて実施した「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」における保育士としての就業を希望しない理由（図3）等を踏まえ、一層の保育人材の確保に向けて、処遇の改善と合わせ修学資金貸付の拡充、保育補助者の雇上げ支援やICTの活用による業務効率化等の取組を推進していくことが平成27年11月に示された。



出典：図1～3 平成28年版少子化社会対策白書

2 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

前述のとおり、加速化プラン等により保育の受け皿拡大を進めているにも関わらず、平成27年4月時点における待機児童数が5年ぶりに増加していることを受け、待機児童解消までの緊急的な取組として、国から平成28年3月に「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）が示された。

緊急対策では、積極的な保育所整備や資格取得支援による保育の担い手確保等の対策とともに、保育士配置に関することなど保育の質に影響を与える項目の推進が含まれている。

◇ 国が示した緊急対策の概要（別紙のとおり）